

訪問看護・介護予防訪問看護  
重要事項説明書  
個人情報の利用目的  
契約書  
(利用者様控)

木古内町国民健康保険病院 訪問看護室

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

様(以下「契約者」という)

説明年月日:令和 年 月 日

訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令の規定に基づき、当事業所が説明すべき重要事項は以下のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者名称	木古内町国民健康保険病院
所在地	北海道上磯郡木古内町字本町 710 番地
連絡先	電話:01392-2-2079(代表) FAX:01392-2-6025
管理者	木古内町病院事業管理者

2. 事業所の概要

事業所名称	木古内町国民健康保険病院 訪問看護室
事業所指定番号	0111513487
事業所所在地	北海道上磯郡木古内町字本町 710 番地 木古内町国民健康保険病院
連絡先	電話:01392-2-3000(訪問看護室直通) FAX:01392-2-6025(共通)
管理者	訪問看護室師長

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	木古内町国民健康保険病院訪問看護室(以下「訪問看護」という)が行う訪問看護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、訪問看護の看護師その他の従業者(以下「看護師等」という)が、要介護状態または要支援状態にあり、主治医が訪問看護を必要と認めた者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。
運営方針	訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においてもその利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものである。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの精密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

4. 事業実施地域及び営業時間

サービス提供地域	木古内町・知内町
平日	午前 8 時 30 分～午後 17 時
土曜日	午前 8 時 30 分～午後 12 時 30 分(第 2、第 4 土曜日のみ)
定休日	第 1、第 3、第 5 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始

※緊急時訪問看護加算契約者に対して、24 時間電話連絡・臨時訪問対応を取れる体制を整えております。

5. 事業所の職員体制

職員種別	常勤	非常勤	計
管理者(看護師業務兼務)	1 名	0 名	1 名
看護師	3 名	0 名	3 名
准看護師	1 名	0 名	1 名

サービスを提供する主な看護師は以下の通りです(令和 6 年 10 月現在)

看護師: 松本梓 高野愛 一之谷節子 荻部しおり 吉田さつき

※サービスを提供する主な看護師は、交代制とさせていただいております。

## 6. ご利用日について

**ご利用日：月・火・水・木・金 曜日 午前・午後**

※変更時は随時ご相談いたします。

※利用日が国民の祝日、年末年始と重なる場合は、体調や状況に応じて訪問日時を変更させていただきます。

※前の訪問先での利用者の体調不良や予定外の処置が急遽必要になった場合、季節の悪天候・道路状況により、予定の訪問時間に遅れることがあります。その際は、できる限り早急に連絡をさせていただきたくしておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 7. サービスの提供について

- 1) 訪問看護の開始に際しては、主治医から訪問看護指示書を貰います。
- 2) 利用者及びその家族の希望や生活状況を踏まえ、主治医の指示やケアプランに基づき、利用日時や提供する看護サービスの内容を相談の上決定します。
- 3) 訪問看護実施後は、実施内容等の記録を残します。事業者は、一定期間ごと又は1ヶ月ごとに(介護予防)訪問看護計画書の内容に沿って、サービス提供利用状況、目標達成状況などに関する(介護予防)訪問看護記録書、その他の記録を作成します。必要に応じ説明しますが、ご不明な点は遠慮なくお尋ねください。
- 4) 事業者は、前記(介護予防)訪問看護記録、その他の記録を作成完了後2年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。
- 5) 訪問看護指示書を発行した主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。
- 6) 居宅介護サービス計画書を作成した介護支援専門員に対し、看護計画及び評価を報告します。
- 7) 訪問看護の内容は以下のとおりです。
  - ・(介護予防)訪問看護とは、看護師がご自宅に訪問して、利用者の病気や障害に応じた看護を行います。健康状態の悪化防止や、回復に向けてのお手伝いをします。
  - ・主治医の指示を受け、病院と同じような医療処置を行います。
  - ・自宅で最期を迎えたいという希望に添った看護を行います。
  - ・サービスは、別紙の「(予防介護)訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

## 8. サービスの利用に関する留意事項

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、以下の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借等の取り扱いは出来ません。
- ② 看護師等は、利用者の心身機能の維持回復のために療養上の世話や診療補助、機能訓練等を行うこととされています。それ以外の業務をすることは出来ませんので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ④ 事業所の都合により、訪問看護師を交替することがあります。看護師を交替する場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮させていただきます。
- ⑤ 看護師は専用車両でご自宅に伺い、サービスを提供させていただきますので、ご自宅付近に駐車スペースを確保していただくことをお願いいたします。
- ⑥ 利用者は、訪問看護サービス実施のために必要な衛生材料、物品等の準備をお願いいたします。看護師は、訪問看護に必要な衛生材料や物品等に関する情報を提供します。

## 9. 緊急時における対応方法

緊急の場合、利用者及びその家族等の同意を得て電話相談または必要に応じて速やかに主治医に連絡を取り臨時訪問します。また、サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が発生した場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡し適切な処置を講じます。

10. サービス相談窓口

サービスに関する相談については、次の窓口で対応します。

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	月～金曜日 午前8時30分～午後17時00分
	ご利用方法	電話 01392-2-3000 FAX 01392-2-6025
		面接 木古内町国民健康保険病院 訪問看護室
	担当者	訪問看護室 師長 松本 梓

11. 苦情申し立て窓口

苦情処理に関しては、円滑・迅速に対応するため、以下の手順により処理体制を整備しています。

- 1) 苦情などがあった場合、相談担当者が利用者やその家族より事情を聞くとともに、その利用者を担当した職員からも事情を聴取します。また、内容によっては利用者のもとへ直接出向き詳しい事情を聴取・確認します。
- 2) 苦情の内容により、利用者やその家族への謝罪が必要と判断した場合は、管理者を含めて検討します。また、検討の結果、利用者への謝罪が必要な場合は速やかに対応します。
- 3) 苦情相談の内容・結果については、必ず台帳に記録・保管し、再発防止時に努めます。

★苦情相談窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分
	ご利用方法	電話 01392-2-2313 FAX 01392-2-6025
		面接 木古内町国民健康保険病院
	担当者	事務局長 東 誠

12. 利用料金

1) 介護保険(令和6年6月現在)

訪問看護利用料は、それぞれに応じた負担割合(1～3割)となります。介護保険の法定利用料に基づく金額です。法定利用料が改定される場合は、この料金も自動的に改定させていただくこととなりますのでご了承ください。なお、改定料金は別途書面で知らせいたします。

【基本利用料金(各1回につき)】

(1単位=10円)

訪問看護:介護区分:要介護1～5

	8時～18時 単位数	金額	ご利用者様負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
20分未満	看護師	266	¥2,660	¥266	¥532	¥798
30分未満		399	¥3,990	¥399	¥798	¥1,197
30分以上 60分未満		574	¥5,740	¥574	¥1,148	¥1,722
60分以上 90分未満		844	¥8,440	¥844	¥1,688	¥2,532

※准看護師が訪問看護を行った場合は、所定単位数の90%に相当する単位数を算定します。

介護予防訪問看護:介護区分:要支援1・2

	8時～18時 単位数	金額	ご利用者様負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
20分未満	看護師	255	¥2,550	¥255	¥510	¥765
30分未満		381	¥3,810	¥381	¥762	¥1,143
30分以上 60分未満		552	¥5,520	¥552	¥1,104	¥1,656
60分以上 90分未満		812	¥8,120	¥812	¥1,624	¥2,436

※准看護師が訪問看護を行った場合は、所定単位数の90%に相当する単位数を算定します。

【早朝・夜間・深夜加算】

早朝(午前6時～午前8時)	8時～18時 単位数の25%増し
夜間(午後6時～午後10時)	8時～18時 単位数の25%増し
深夜(午後10時～午前6時)	8時～18時 単位数の50%増し

【複数名訪問加算(各1回につき)】※1

	単位数	金額	ご利用者様負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満	254	¥2,540	¥254	¥508	¥762
複数名訪問加算(Ⅰ) 30分以上	402	¥4,020	¥402	¥804	¥1,206

【その他の加算】

	単位数	金額	ご利用者様負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算Ⅱ(1月につき)※2	300	¥3,000	¥300	¥600	¥900
サービス提供体制強化加算Ⅱ (1回につき)	3	¥30	¥3	¥6	¥9
緊急時訪問看護加算Ⅰ (1月につき)※3	325	¥3,250	¥325	¥650	¥975
特別管理加算Ⅰ (1月につき)※4	500	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
特別管理加算Ⅱ (1月につき)※5	250	¥2,500	¥250	¥500	¥750
ターミナルケア加算 (1回につき)	2,500	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500

※2 初回加算は、初回の訪問看護を行った月のみ算定します。

※3 緊急時訪問看護は、利用者・家族に対する24時間連絡体制と計画外の緊急訪問を必要に応じて行う体制です。1月以内の1回目の緊急訪問の場合は、所要時間に応じた所定の単位数のみ算定し、夜間・早朝・深夜加算は算定しません。2回目以降の緊急訪問から、夜間・早朝・深夜加算を算定します。

※4 特別管理加算(Ⅰ):在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態

※5 特別管理加算(Ⅱ):在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門または人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合】

	単位数	金額	ご利用者様負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所と連携する場合	2,961	¥29,610	¥2,961	¥5,922	¥8,883
准看護師による訪問が 1回でもある場合	2,902	¥29,020	¥2,902	¥5,804	¥8,706
要介護5の利用者の場合	3,761	¥37,610	¥3,761	¥7,522	¥11,283
要介護5の利用者で准看護師による 訪問が1回でもある場合	3,702	¥37,020	¥3,702	¥7,404	¥11,106
サービス提供体制強化加算Ⅱ (1月につき)	25	¥250	¥25	¥50	¥75
緊急時訪問看護加算Ⅱ (1月につき)※1	315	¥3,150	¥315	¥630	¥945
特別管理加算Ⅰ (1月につき)※2	500	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
特別管理加算Ⅱ (1月につき)※3	250	¥2,500	¥250	¥500	¥750
ターミナルケア加算 (1回につき)	2,500	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
特別地域訪問看護加算2	×15/100		利用状況に応じて変わります		

※1 緊急時訪問看護は、利用者・家族に対する24時間連絡体制と計画外の緊急訪問を必要に応じて行う体制です。1月以内の1回目の緊急訪問の場合は、所要時間に応じた所定の単位数のみ算定し、夜間・早朝・深夜加算は算定しません。2回目以降の緊急訪問から、夜間・早朝・深夜加算を算定します。

※2 特別管理加算(Ⅰ):在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレを使用している状態、留置

カテーテルを使用している状態

※3 特別管理加算(Ⅱ):在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門または人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

## 2) 医療保険(令和6年6月現在)

訪問看護利用料はそれぞれの保険の種類に応じた負担割合(1~3割)となります。医療保険料は、法定利用料に基づく金額です。法定利用料が改定される場合は、この料金も自動的に改定させていただくこととなりますのでご了承ください。なお、改定料金は別途書面でお知らせいたします。

【基本利用料金(各1回につき)】

		保険点数	金額	ご利用者様負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
在宅患者訪問看護・指導料1 (正看護師)	週3日目まで	580	¥5,800	¥580	¥1,160	¥1,740
	週4日目以降	680	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040
在宅患者訪問看護・指導料2 (准看護師)	週3日目まで	530	¥5,300	¥530	¥1,060	¥1,590
	週4日目以降	630	¥6,300	¥630	¥1,260	¥1,890

【加算】

		保険点数	金額	ご利用者様負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	1日2回	450	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	1日3回	800	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
緊急訪問看護加算(1日につき)		265	¥2,650	¥265	¥530	¥795
長時間訪問看護・指導加算(週1回)※1		520	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
複数名訪問看護・指導加算	看護師 (週1回)	450	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	准看護師 (週1回)	380	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140
在宅ターミナルケア加算		2,500	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
夜間・早朝訪問看護加算 夜間(18~22時)早朝(6~8時)		210	¥2,100	¥210	¥420	¥630
深夜訪問看護加算深夜(22~6時)		420	¥4,200	¥420	¥840	¥1,260
訪問看護・指導体制充実加算(月1回)		150	¥1,500	¥150	¥300	¥450

※1 長時間訪問看護・指導加算は、長時間の訪問を必要とする利用者に対して、1時間30分を超えて訪問看護を提供することで算定します。(対象者:特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者(別紙参照)、特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者)

## 13. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、速やかに下記の連絡先までご連絡ください。なお、キャンセル料はいただいております。

**連絡先:木古内町国民健康保険病院 訪問看護室直通 01392-2-3000**

## 14. 利用料金、その他費用の請求及び支払い方法について

- 1) 利用料金、その他の費用の額はサービス提供毎に計算し、利用月ごとの合計金額により請求致します。
  - 2) 請求書は、利用のあった月の翌月10~15日頃までにご用意し、ご自宅宛てに送付させていただきます。但し、請求額のない月はお用意しません。
  - 3) 利用者負担のある月ごとにお渡しする請求書は、内容を照合の上、請求月の月末までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。
    - ① 病院窓口での現金払い
    - ② 事業者指定口座振り込み
    - ③ 利用者指定の金融機関からの自動引き落とし(毎月15日に引き落としとなります)
- ※③をご希望される場合は、別途用紙を用意しますので、お声かけください。

## 15. 秘密の保持と個人情報の保護について

- 1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
  - ① 当事業所は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を善良なる管

理者の責任をもって管理・保持するとともに、利用者との合意の目的以外に使用しません。

- ② 当事業所は、利用者の同意がない限り、本契約に関わる利用者の機密情報を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

2) 個人情報保護について

当事業所は、個人情報保護法に準拠し、個人情報の取り扱いを行うものとします。

16. 事故発生時の対応

万が一何らかの事故が生じた場合には、処務規定および医療安全管理マニュアルに基づき対応いたします。

- 1) 事業者はサービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに当該利用者に係る、家族等や介護支援専門員、市町村に連絡すると共に必要な措置を講じます。
- 2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録し、その完結の日から2年間保存します。
- 3) 事業者は利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

17. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、職員に周知徹底を図ります。
- 2) 高齢者虐待防止の指針を整備しています。
- 3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- 4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- 5) サービス提供中に、当該事業所職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報します。

18. 衛生管理などについて

- 1) 訪問看護師の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2) 訪問看護室の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3) 訪問看護室において感染症が発生、または蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 当院において毎月開催される院内感染対策委員会の結果について、訪問看護師に周知徹底をしています。
  - ② 訪問看護室における感染症予防及びびまん防止のための指針を整備しています。
  - ③ 訪問看護師に対し、感染症予防及びびまん防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

19. 業務継続計画の策定などについて

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 訪問看護師に対し、業務継続計画を周知すると共に必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20. 社会情勢及び天災時の訪問看護について

- 1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問看護室の義務の履行が難しい場合は、日程・時間の調整をさせていただく場合があります。
- 2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問看護室の義務の履行が遅延もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を訪問看護室は負わないものとします。

21. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載されている内容に変更が生じる場合には、その都度、利用者及びその家族等に対して、その内容を通知する書面を交付の上、口頭にて説明をし、同意を得ることとします。

## 個人情報の利用目的

木古内町国民健康保険病院 訪問看護室では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

1. 使用目的
  - 1) 利用者の訪問看護サービスに係る支給申請及び更新、変更のため
  - 2) 利用者に係る個別サービス計画を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
  - 3) 医療機関、福祉事業者、障害者地域生活支援センター、居宅介護等サービス事業者、自治体、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
  - 4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
  - 5) その他サービス提供で必要な場合
  - 6) 上記各号にかかわらず、緊急を要するときの連絡等の場合
2. 使用にあたっての条件
  - 1) 個人情報の提供は上記 1 に記載する目的の範囲内で必要最低限とし、提供にあたっては関係者以外に決して漏れることのないよう、細心の注意を払うこと
  - 2) 事業者は、個人情報を使用した会議・相手方・内容等の経過を記録し、請求があれば開示すること
3. 個人情報の内容
  - 1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況・居住環境等、事業者が訪問看護等サービスを行う最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
  - 2) その他利用者及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報
4. 使用する期間
  - 1) 契約書に準ずる
  - 2) 本堂遺書の有効期限は契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の 7 日前までに利用者から書面もしくは口頭による契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

利用者及びその家族の個人情報については、以上の「個人情報の利用目的」に定める条件で、必要最低限の範囲内で使用することとし、契約書の締結をもって同意とします。

# 訪問看護・介護予防訪問看護サービス契約書

様(以下「契約者」という)と木古内町国民健康保険病院 訪問看護室(以下「事業者」という)は、利用者が事業者から提供される訪問看護・介護予防訪問看護(以下「サービス」という)を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、下記のとおり契約(以下「本契約」という)を締結します。

## 第1条 (契約の目的)

1. 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として、サービスを提供します。
2. 事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態区分及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

## 第2条 (契約期間)

本契約の有効期間は契約締結の日(令和 年 月 日)から、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約満了期間の7日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

## 第3条 (訪問看護計画の決定・変更)

1. 事業者は、介護保険利用者においては、居宅サービス計画書に沿って、利用者の訪問看護計画書(以下「計画書」という)を作成します。
2. 事業者は、健康保険利用者においては、主治医の指示書に沿って、計画書を作成します。
3. 事業者は、計画書について、利用者及びその家族に説明し、同意を得た上で決定するものとします。
4. 事業者は、計画書を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
5. 居宅サービス計画が作成される前であっても、緊急に必要な場合には、サービスを提供することがあります。

## 第4条 (主治医との関係)

1. 事業者は、サービス提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
2. 事業者は、主治医に(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

## 第5条 (介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、利用者の居宅に訪問看護師等を派遣し、利用者に対して心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続出来るように支援します。事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

## 第6条 (介護保険給付対象外のサービス)

事業者は、利用者に対して介護保険給付対象外のサービス提供は行いません。

## 第7条 (訪問看護師等)

1. 本契約において、「訪問看護師」とは、訪問看護サービス事業に従事し、病状の観察、清拭・洗髪、床ずれの予防と処置、医師の指示による診療の補助業務、リハビリテーション、食事(栄養)指導管理、排泄介助・管理、ターミナルケア、カテーテル等の管理、ご家族等への介護指導・相談等を行う、看護師、准看護師の専門職員をいうものとします。
2. 本契約において「サービス従事者」とは訪問看護師のことであり、事業者がサービスを提供するために使用する者をいうものとします。
3. 訪問看護師の配置は、多面的な視点で関わることを目的に担当を置かずサービスを提供させていただき

ます。

#### 第8条 (サービスの実施)

1. 利用者は、第5条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することは出来ません。
2. サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
3. 利用者は、サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)を無償で提供し、訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

#### 第9条 (サービス利用料金の支払い)

1. 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が居宅介護サービス費として市区町村から給付を受ける額(以下、介護保険給付額という)の限度において、利用者によって市区町村から支払いを受けます。
2. 利用者は、第5条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいて計算されたサービス利用料金の月ごとの合計額を支払います。
3. 前項の他、利用者は通常のサービス提供実施地域以外の地域の居宅におけるサービスの提供を受ける場合には、別途所定の交通費を事業者を支払うものとします。
4. 事業者は、利用者及びその家族等が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日以降に発行し、所定の方法により交付します。利用者及びその家族等は、当該合計金額を期日までに支払う者とします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

#### 第10条 (利用の中止、変更、追加)

1. 利用者は、利用期日前にサービスの利用を中止、変更又は新たなサービス利用を追加することができます。この場合には、サービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
2. 利用者が、利用期日にサービス利用の中止を申し出た場合でも、キャンセル料をお支払いいただくことはありません。
3. 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用追加・変更の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

#### 第11条 (利用料金の変更)

1. 第9条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金については、関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
2. 利用者は、前項の変更同意することが出来ない場合には本契約を解約することができます。

#### 第12条 (事業者及びサービス従事者の義務)

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
2. 事業者は、サービス実施日において、訪問看護師により利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、利用者又はその家族等からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
4. 事業者は、利用者に対するサービスの実施について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又は実費負担によりその複写物を交付するものとします。

#### 第13条 (守秘義務等)

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
2. 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合に

は、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

#### 第14条（訪問看護師の禁止行為）

訪問看護師は、利用者に対するサービス提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- 一 医師の指示以外の医療処置
- 二 利用者もしくはその家族等からの金銭又は高額な物品の授受
- 三 利用者の家族等に対するサービスの提供
- 四 飲酒及び喫煙
- 五 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 六 利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為
- 七 利用者もしくはその家族等に対して個人的な連絡先の交換などの交流

#### 第15条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

#### 第16条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 利用者が、サービス実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない自由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者が、事業者又はサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

#### 第17条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対してすでに実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

#### 第18条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1. 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - 一 利用者が死亡した場合
  - 二 要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
  - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - 四 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - 五 第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合
2. 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### 第19条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合

- 二 事業者もしくはサービス従事者が第13条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### 第20条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者による第9条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず30日以内にこれが支払われない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### 第21条（緊急時の対応）

- 1. 事業者は、現にサービスを行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じます。
- 2. 前項のほか、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は利用者及びその家族等が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### 第22条（苦情処理）

- 1. 事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。
- 2. 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情申立てをすることができます。
- 3. 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをすることはありません。

木古内町国民健康保険病院	01392-2-2079
国民健康保険団体連合会	011-331-5161
木古内町地域包括支援センター	01392-2-2122
知内町地域包括支援センター	01392-5-3506

#### 第23条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

本契約書、重要事項説明書、個人情報利用目的:説明者  
本契約を証するため、本書を2通作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有する

契約締結日 令和 年 月 日

(利用者)

私は、以上の契約につき本契約書、重要事項説明書、個人情報の利用目的の説明を受け、その内容を理解し、同意し、本契約を申し込みます。

利用者

住所

\_\_\_\_\_

氏名

\_\_\_\_\_

印

電話

\_\_\_\_\_

上記代理人(代理人を選定した場合)

住所

\_\_\_\_\_

氏名

\_\_\_\_\_

印

(利用者との続柄: )

(事業者)

事業者は、利用者又は代理人の申し込みを受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

事業者

事業者 木古内町国民健康保険病院

住所 北海道上磯郡木古内町字本町 710 番地

代表者 病院事業管理者 菊一 雅弘

印